

副本

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 関口博ほか40名

被告 国

第2準備書面

平成29年7月10日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

被告指定代理人

前	田	佳	行	
近	藤	治	彦	
上	野	康	博	
田	中	里	沙	
伏	木	崇	人	
葉	柴	洋	祐	
島	津	千	明	
井	形	洋	昭	
森	中	高	史	
石	井	知	幸	

田	中	政	俊	
高	木	健	吾	
楨	田	祐	子	
小	牧	兼 太 郎		
長	岡	丈	道	
坂	場	純	平	
國	信	綾	希	
稻	垣	嘉	一	
享	保	俊	佑	
窪	田	優	一	

第1	自己情報コントロール権は憲法13条で保障された権利とはいえず、実定法上の権利とは認められないこと	5
1	原告らの主張	5
2	被告の反論	5
3	小括	6
第2	番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令又は条例の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われていること	6
1	原告らの主張	7
2	被告の反論	7
第3	番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はないこと	9
1	はじめに	9
2	個人番号カードのセキュリティについて	9
(1)	原告らの主張	9
(2)	被告の反論	9
3	特定個人情報保護評価について	10
(1)	原告らの主張	10
(2)	被告の反論	11
4	機構が保有する情報について	13
(1)	原告らの主張	13
(2)	被告の反論	13
5	情報連携におけるシステム上の保護措置について	14
(1)	原告らの主張	14
(2)	被告の反論	14

6	「個人番号カード管理システムの障害事件等の発生」について	17
(1)	原告らの主張	17
(2)	被告の反論	17
(3)	小括	18
7	特別徴収税額通知について	18
(1)	原告らの主張	18
(2)	被告の反論	18
第4	求釈明申立書②に対する回答等	19
1	はじめに	19
2	求釈明事項第1について	19
(1)	1について	19
(2)	2ないし4について	19
(3)	5について	20
(4)	6及び7について	20
3	求釈明事項第2及び第3について	21
(1)	原告らの求釈明の内容	21
(2)	被告の回答	21
4	求釈明事項第4について	22
(1)	原告らの求釈明等の内容	22
(2)	被告の回答及び主張	22
5	求釈明事項第5について	23
(1)	1について	23
(2)	2及び3について	23
(3)	4について	24
(4)	5について	24
第5	結語	24

被告は、本準備書面において、原告らの平成28年9月21日付け準備書面(1) (以下「原告準備書面(1)」という。), 平成29年3月31日付け準備書面(2) (以下「原告準備書面(2)」という。)における原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論するとともに、原告らの同年4月18日付け求釈明申立書(以下「求釈明申立書②」という。)における求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による(別紙「略称語句使用一覧表」のとおり)。

第1 自己情報コントロール権は憲法13条で保障された権利とはいえず、実定法上の権利とは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、「自己情報コントロール権は憲法13条により保障される人権であり、その実定法上の根拠は明確である」(原告準備書面(1)・3ページ)とした上で、番号制度が「憲法上の人権である自己情報コントロール権の中核部分を侵害する制度であることは明らか」であると主張する(同・11ページ)。

2 被告の反論

(1) しかしながら、被告の平成28年6月21日付け第1準備書面(以下「被告第1準備書面」という。)第2の2(7ないし9ページ)で述べたとおり、自己情報コントロール権は、憲法13条で保障された権利であるとは認められず、これを実定法上の権利として明示的に定めた法令も存在しない。

(2) また、原告らは、自己情報コントロール権が憲法13条により保障されるとの主張を裏付けるものとして、住基ネットに関する⑦金沢地方裁判所平成17年5月30日判決(訟務月報52巻11号1ページ)、⑧大阪高等裁判所平成18年11月30日判決(住基ネット訴訟控訴審判決)、⑨ドイツ連邦憲法裁判所1983年12月15日判決、⑩佐藤幸治名誉教授の見解を引用する(原告準備書面(1)・4ないし9ページ)。

しかしながら、上記㉞の判決は、その控訴審である名古屋高等裁判所金沢支部平成18年12月11日判決（訟務月報53巻6号1890ページ）により国の敗訴部分が取り消され、一審原告である住民らの請求が棄却されている（同判決は、最高裁判所平成20年2月25日第一小法廷不受理決定及び最高裁判所同年3月6日同法廷上告棄却判決により確定。）。

また、上記㉟の住基ネット訴訟控訴審判決についても、被告第1準備書面第2の2(2)（8及び9ページ）において述べたとおり、その上級審である住基ネット訴訟最高裁判決により国の敗訴部分が破棄され、一審原告である住民らの請求が棄却されているところ、同判決は、自己情報コントロール権を憲法上の人権とは認められないとの判断を前提としている。

したがって、上記㉞及び㉟の判決は、いずれも原告らの主張を裏付けるものとはなり得ない。

また、上記㉟については、法制度の異なる他国における判決であるから、そもそも本邦において原告らの主張する自己情報コントロール権を認める根拠とはなり得ない。

そして、上記㊱については、佐藤幸治名誉教授の見解が、原告らがいうように「他の裁判例等の考え方と本質的差異はない」（原告準備書面(1)・9ページ）のだとすれば、上記㉞及び㉟と同様、原告らの主張の正当性を裏付けるものとはなり得ない。

したがって、原告らの主張には理由がない。

3 小括

以上のとおり、自己情報コントロール権は、憲法上保障された権利とはいええず、実定法上の権利とは認められない。

第2 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令又は条例の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われていること

1 原告らの主張

被告第1準備書面第3の3(10ないし13ページ)において述べたとおり、番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令又は条例の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われている。

これに対し、原告らは、番号制度について、その「必要性すら明らかにされていない」(原告準備書面(2)・3ページ)と主張する。

2 被告の反論

(1) しかしながら、被告第1準備書面第3の3(1)(10ないし12ページ)において述べたとおり、番号制度は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上を目的とするところ(番号利用法1条)、番号制度上の情報連携により期待できる行政効果として、例えば、以下の効果が挙げられる(平成26年6月3日に開催された「第64回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」に甘利明社会保障・税一体改革担当大臣が提出した「マイナンバー制度の効果」と題する資料。乙第18号証)。

ア 情報提供ネットワークシステム等の稼働により社会保障関係の証明書の発行事務や文書照会への回答書作成事務が縮減し、職員数について単年度当たり7130人分の事務の削減が見込まれる。

イ 情報提供ネットワークシステム等の稼働により課税証明書の発行事務や文書照会への回答書作成事務が縮減し、職員数について単年度当たり1910人分の事務の削減が見込まれる。また、仮に、税務職員等がそれらの作業の効率化により、人員を調査・徴収事務に充てた場合における税収は、単年度当たり2400億円の増加が見込まれる。

その他、民間において、番号制度導入による行政や民間企業の事務の効率化等により、年間1兆1500億円の経済効果(平成24年6月4日「わたしたち生活者のための『共通番号』推進協議会」資料。乙第19号証)があることや、番号制度を通じた電子行政推進や民間企業等の業務の効率化等に

より、年間3兆円以上の導入効果を目指す（平成22年11月16日「(社)日本経済団体連合会」資料。乙第20号証）との試算もなされている。

このように、番号制度により、我が国全体としてみれば、行政運営の効率化や公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上に資することは明らかであるから、原告らの主張は失当である。

(2) なお、個人番号カードの利活用に関する行政効果としては、例えば、以下の利活用が実施されているか、今後実施予定である。

ア 「コンビニ交付」サービスにより、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等の取得が可能となる。なお、同サービスは、平成29年4月3日現在、402の地方公共団体が実施し、その対象人口は7340万人に上る（乙第21号証）。

イ 公的な本人確認書類や図書館カード等の公共施設の利用カードとして活用が可能となる（乙第22号証）。

ウ 新規証券口座開設時等におけるオンラインでの本人確認に活用が可能となる（乙第23号証）。

エ 個人番号カードを用いて利用する「マイナポータル」の機能として、子育て関連の申請等に関して、サービスを検索しオンラインで申請等を行える仕組み及びオンラインで通知を受信できる仕組みがあり、自宅等から自身が行いたい時に申請等ができるようになり、国民の利便性が向上する。

また、個人番号カードの券面情報に記載があるいわゆる4情報（氏名・住所・生年月日・性別をいう。以下同じ。）については、個人番号カードを利用することで申請時に自動的に入力することもでき、入力作業コストの省略につながる（乙第24号証）。

上記アないしエの利用場面においては、個人番号自体を利用するものではなく、また、被告答弁書第3の3(4)（21及び22ページ）で述べたとおり、個人番号カードのセキュリティ対策も行っている。

第3 番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はないこと

1 はじめに

被告第1準備書面第3の4及び5（13ないし37ページ）において詳述したとおり、番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はない。

これに対し、原告らは、原告準備書面(1)及び(2)において、番号制度は「その必要性を実現するために、容易に対策することのできる安全性すら確保されていない設計となっている」（原告準備書面(2)・3ページ）として、番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備がある旨主張する。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告らのいずれの主張についても理由がない。

2 個人番号カードのセキュリティについて

(1) 原告らの主張

原告らは、個人番号カードの券面に個人番号を記載することが危険であり、性別を記載する必要性がないなどと主張する（原告準備書面(2)・12及び13ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、被告の平成29年1月24日付け求釈明に対する回答書(2)（以下「求釈明回答書(2)」という。）第4（25ページ）で述べたとおり、個人番号カードは、個人番号の確認と併せて身元確認をするための書類であ

るため、個人番号及びいわゆる4情報が個人番号カードの券面記載事項とされたものであり、また、個人番号カードの健康保険証としての利用の検討や医療現場等で性別の確認を行う場面もあることからしても、性別を個人番号カードの券面に記載する必要がある。

その一方で、個人情報保護の観点から、個人番号カードの交付時に個人番号や性別等の欄をマスキングするカードケースを交付するほか、被告第1準備書面第3の4(4)(19ページ)及び5(3)イ(イ)b(28ないし31ページ)で述べたとおり、万一、個人番号及び個人番号カード等が不正取得されたとしても、成りすましを防止する十分な対策が講じられており、個人番号が漏洩^{えい}した場合でも、それによって直ちに被害が生じるものとはいえないのであって、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

3 特定個人情報保護評価について

(1) 原告らの主張

原告らは、「(引用者注：プライバシー保護の)『国際水準』として、注目を集めているのが『プライバシー・バイ・デザイン』(中略)である。これは、個人情報^{個人}がコンピューターネットワークにより大量に収集・保存・利用される現代社会において(中略)、大量の情報漏えい等、事後に原状回復が困難な状況を招く前に、自己情報コントロール権等の個人の権利利益を保護するための取組みを事前に講じるための仕組みである」(原告準備書面(2)・4ページ)とした上、番号制度について、①「プライバシー・バイ・デザインに反し、基本的な安全性を欠いている」(同・10ページ)、②「日本版PIAはマイナンバー制度の仕組みそのものではなく、この制度で運用される個別の事務だけを対象として」いる(同・4ページ)、③「特定個人情報保護評価のように、システム構築後に、それぞれの機関が、自主評価するものはPIAとは評価し得ない」(同・11ページ)などとして、特定個人情報保護評価制度が不十分である旨主張する。

(2) 被告の反論

ア ①について

しかしながら、原告らが主張の根拠とする番号制度における個人情報保護方策の設計については、番号制度導入前の平成23年度に、政府・与党社会保障改革検討本部が同年1月31日に決定した「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」(乙第25号証)に基づき設置された「個人情報保護ワーキンググループ」において検討が重ねられ、「プライバシー・バイ・デザイン」(ITシステムや業務慣行において、最初からプライバシー保護策を組み込み、侵害発生後の対応ではなく、事前にプライバシー対策を講じておくようにするという概念)や、PETs(システムの機能を損なうことなく個人のプライバシーについて保護性を高める技術)といった国際的な考え方にも対応した措置を講ずることとされている(乙第26号証2ページ)。

そして、これらの点を踏まえた上で、番号制度においては、被告答弁書第3の5(2)(27ないし41ページ)で述べた制度上の保護措置を講じ、その一環として、特定個人情報等の漏洩等を防ぐための仕組みとして特定個人情報保護評価を番号利用法に盛り込んでいるものである。

しかしながら、そもそも、「プライバシー・バイ・デザイン」については、現時点において、我が国の個人情報保護制度上、明確な法的根拠があるわけではなく、これに依拠する原告らの主張は、その前提において失当である。

イ ②について

また、上記②の点に係る原告らの主張は判然としないが、番号制度は、制度の仕組みを採用することそのものにおけるプライバシー侵害性について評価の対象としておらず、個別の事務のみを対象としている点で、その個人情報保護評価は「プライバシー・バイ・デザイン」に沿っておらず、

不十分である旨主張するものと考えられる。

しかしながら、そもそも原告らの主張する「制度の仕組みそのもの」に対する評価とは、具体的にどのようなことを行うものかが不明確である。

上記のとおり、被告は、番号制度の構築に当たって、特定個人情報等の漏洩等を防ぐための仕組みとして特定個人情報保護評価を法制度化しており、それに基づく評価を制度自体の構築段階で行うことは想定できないのであるから、原告らの主張が失当であることは明らかである。

また、被告答弁書第3の5(3)ア(42ページ)で述べたとおり、番号制度は、特定の機関に個人情報を集約して単一のデータベースを構築する「一元管理」ではなく、従来どおり各機関がそれぞれ個人情報を保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法を採っているのであるから、特定個人情報保護評価においても、各機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関して評価を実施すべきものであり、この点からしても原告らの主張はその前提を誤っており、失当である。

ウ ③について

この点に係る原告らの主張は、番号制度における特定個人情報保護評価は、システム構築後にそれぞれの機関が自主評価する仕組みである点で不十分である旨主張するものと解される。

しかしながら、上記イで述べたとおり、番号制度は、「分散管理」の方法を採っており、各機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関して評価を実施するのが相当であるし、その際に実施される特定個人情報保護評価は、被告答弁書第3の5(2)イ(28及び29ページ)及び被告第1準備書面第3の5(5)ウ(36ページ)で述べたとおり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が事前に行う評価であって、国民も含めた第三者の監視も制度として定められたものであるから、原告らの主張は失当

である。

エ 小括

以上のとおり、番号制度における特定個人情報保護評価は適切に行われているのであって、原告らの上記(1)の主張はいずれも失当である。

4 機構が保有する情報について

(1) 原告らの主張

原告らは、機構（J-LIS）が「全国民及び外国人住民の本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号）及びそれらの変更履歴、個人番号カードの発行に関する情報（写真情報を含む）等を一括集中管理している」、「J-LISが集中管理するようになった情報は、求釈明であげたように、地方自治情報センターが管理していた情報を上回るものであり、本人確認情報及びそれらの変更履歴は「機微にわたる情報という性質も有している」から、「そこで保管管理される原告らの個人情報の安全性は厳格に審査されなければならない」などと主張する（原告準備書面(2)・13及び14ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、本人確認情報は、機構の前身の機関である地方自治情報センターが住基法に規定される事務（住基ネット関係の事務）を実施するために必要な範囲で保有していたものであり、機構はその業務を承継して同情報を保有しているのであって、それ以外に機構が保有している情報としては、個人番号カード発行に必要な情報が挙げられるにすぎない。

また、住基ネット訴訟最高裁判決は、本人確認情報について、「4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日及び異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない」（民集62巻3号

682ページ)と判示し、住民票コードについても、「秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない」(同ページ)と判示している。そして、被告第1準備書面第3の2(1)(10ページ)で述べたとおり、個人番号は、個人の重要なプライバシーに係る情報を包含するものではなく、単なる個人識別情報にすぎないものであり、個人番号カード発行に必要な情報である写真情報については、そもそも旅券のような他の写真入り証明書の作成と同様、行政機関が事務に必要な範囲で本人の申請に基づいて提供を受け、管理している情報にすぎない情報である。

したがって、原告らの上記(1)の主張は、本人確認情報及びそれらの変更履歴が「機微にわたる情報という性質も有している」とする点で前提を誤っており、失当である。

5 情報連携におけるシステム上の保護措置について

(1) 原告らの主張

原告らは、①情報提供ネットワークシステムについて、「原告らのプライバシーの安全に関わる情報は未だにほとんど明らかにされていない」(原告準備書面(1)・20ページ)、②自治体中間サーバーについて、「物理的な意味では、一箇所(=東西2箇所のデータセンターのそれぞれ)に設置された中間サーバに集約されているのであり、同所の中間サーバに地方自治体の情報が全て集中することになる。したがって、このデータセンターに対する物理的な攻撃がなされれば、そこにあるデータは全て奪われてしまう危険性が発生しているのである。」、「遠隔地からネットワーク経由でデータセンターのサーバに対する攻撃がなされて、管理者的な権限(いわばオールマイティな権限)が奪われた場合は、遠隔地からの攻撃も可能となるという危険性も発生している。」(原告準備書面(2)・14及び15ページ)と主張する。

(2) 被告の反論

ア ①について

しかしながら、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に係るシステム上の保護措置である個人情報の分散管理、アクセス制御、符号による紐付け及び通信の暗号化の具体的内容は、被告答弁書第3の5(3)(41ないし43ページ)で明らかにしたとおりであり、情報提供ネットワークシステムによる情報の連携について、原告らが主張するような具体的な危険性はない。

イ ②について

(7) また、自治体中間サーバーは地方公共団体ごとに区分して構築されており、各中間サーバーで管理する情報については、各情報保有機関である地方公共団体の管理する情報に業務ごとにアクセスできる権限を設定することでアクセスできる者を限定し（機構が地方公共団体に向けて提示した「自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書」（乙第27号証。以下「仕様書」という。）4.1利用者の役割ごとのアクセス権限・13ページ）、かつ、各地方公共団体がそれぞれ暗号化されたデータベースにおいて管理することとしている（仕様書4.5暗号化によるデータ保護・14及び15ページ）。よって、データを保有する地方公共団体以外は当該データを取り扱えないこととなっており、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣（番号利用法21条参照。以下「情報提供ネットワークシステム設置・管理者」という。）や第三者が中間サーバーにアクセスして個人の情報を把握することは、システム上なし得ないよう措置がなされている。

ここで、各地方公共団体のアクセス権限については、地方公共団体の業務ごとに作成しており、原告らがいうところの「オールマイティな権限」は存在しないのであって、原告らの主張はその前提を欠き失当である。

なお、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う際に、情

報提供ネットワークシステムを介するが、いわゆる4情報は用いられず、かつ、番号利用法2条5項にいう個人番号ではなく、それらを推知し得ない情報提供用個人識別符号(番号利用法施行令20条)を用いるため、情報提供ネットワークシステム設置・管理者が当該個人情報^が具体的に誰の情報であるかを識別し把握することは不可能である(番号利用法施行令20条、21条、27条及び28条)。

(イ) 自治体中間サーバーは、インターネットから隔離し、行政専用の閉鎖的なネットワークを活用したり(電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準〔平成27年総務省告示第401号。乙第28号証。以下「技術的基準」という。第7の1(5)〕)、自治体中間サーバーに接続する回線について地方公共団体ごとに分離(VPN装置の利用)したりする等のセキュリティ対策を行っている(技術的基準第8の1(5))上、上記のとおり、情報は地方公共団体ごとにアクセスが限定され、かつ暗号化されたデータベースにおいて管理されている。

したがって、仮に一つの地方公共団体の自治体中間サーバーに不正アクセス等があったとしても、芋づる式に他の地方公共団体の自治体中間サーバーに保存された情報を引き出せるものではない。

また、自治体中間サーバーに登録している当該住民の情報は、当該自治体中間サーバー上、情報提供用個人識別符号(番号利用法施行令20条)によって管理されており、いわゆる4情報や番号法2条5項にいう個人番号は保存されていない。そのため、仮に不正アクセス等により情報の漏洩^漏がなされたとしても、それが具体的に誰の情報であるのかを特定することは極めて困難である。

ウ 小括

したがって、原告らの上記(イ)の各主張はいずれも失当である。

6 「個人番号カード管理システムの障害事件等の発生」について

(1) 原告らの主張

原告らは、機構と地方公共団体との間において、情報のやり取りができなくなる障害が発生したことを根拠に、「情報提供ネットワークシステムを含む個人番号のシステムの具体的な安全性に対する信頼をおくことは出来ない」と主張する（原告準備書面(1)・20ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、住基ネット訴訟最高裁判決は、住基ネットにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条の保障する自由を侵害するものではないと判断するに当たり、「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと」（民集62巻3号683ページ）を挙げているところ、ここでいう「システム上の欠陥等」とは、上記のとおり、外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報（番号制度でいえば、個人番号等の情報）が容易に漏洩^{えい}する具体的な危険を生じさせるようなシステム上の欠陥を指すものである。

しかるところ、原告らが指摘する上記事案における障害は、機構が管理するカード管理システムのサーバーが一時不安定な状態となり、一部の市区町村で個人番号カードの交付等の業務が行えなくなった障害であり、個人番号等の情報が漏洩^{えい}したものではないから、上記障害の発生をもって、システム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして個人番号等の情報が容易に漏洩^{えい}する具体的な危険が生じているとはおよそ認められない。また、個人情報を扱うサーバーが不安定な状態になるということは、サーバー等の精密機械を用いていれば常に起こり得る事態であり、番号制度の有無や内容と全く関係がない。

(3) 小括

よって、原告らの上記(1)の主張は失当である。

7 特別徴収税額通知について

(1) 原告らの主張

原告らは、市区町村が事業者に従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付する目的に関する「個人住民税の税務手続を通じて、番号法が目的とする公平・公正な課税や事務の効率化につながることを期待されるため」という説明は「極めて抽象的かつ曖昧」であり、同通知の送付は行政や事業者の事務負担を生み、「個人番号利用事務を処理するための必要性があるとは全く認められず」、「国・総務省が説明するように、番号法19条1号の『個人番号利用事務を処理するために必要な限度で』に該当するとは到底言えない」と主張する（原告準備書面(2)・22ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、仮に特別徴収税額通知を送付することにより情報漏洩の危険などの問題が生じるとしても、それは番号制度そのものとは別次元の人為的ミスなどを原因とするものであり、仮に同通知の送付について問題があるとしても、それによって必然的に番号制度自体が問題のあるものとはいえない上、それによって原告らの個別の権利利益にどのような影響が生じるかは全く具体的に主張されておらず、原告らの主張は本件争点との関連が不明確であり、失当というほかない。

なお、求釈明回答書(2)において述べた特別徴収税額通知における個人番号の記載（特定個人情報の提供）は、それにより市町村の長と特別徴収義務者との間で正確な個人番号が共有され、特別徴収義務者から市町村の長に対して提出する給与支払報告書に記載する個人番号により納税義務者の正確な把握が可能となるなど、市町村の長が特別徴収に係る事務を適切かつ効率的に処理することが可能となるものである。このことから、当該個人情報の

提供は、「個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で（中略）個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき」（番号利用法19条1号）に該当するのであり、原告らの上記(1)の主張は失当である。

第4 求釈明申立書②に対する回答等

1 はじめに

原告らは、求釈明申立書②において、「PIA（プライバシー影響評価）」、「情報提供ネットワークシステム関係」、「番号法19条13号関係」、「個人番号と住民票コード」及び「費用対効果関係」と題して釈明を求めているが、いずれも本件において争点となる原告らの具体的な権利利益の侵害との関連性が不明であり、従前から行われている原告らの一般的探索的求釈明を繰り返すものにすぎないのであって、釈明を要しないと思料する。

ただし、以下において、被告は、念のため、原告らの主張に対する被告の反論を補足するのに必要な範囲で回答する。

2 求釈明事項第1について

(1) 1について

原告らは、「マイナンバー制度・システムの構築に先立って、（中略）『共通番号制』を採用することに関するプライバシー影響評価を行ったか」などと釈明を求める。

しかしながら、前記第3の3(2)イ（12ページ）で述べたとおり、被告は、番号制度の構築に当たって、特定個人情報等の漏洩等を防ぐための仕組みとして特定個人情報保護評価を法制しているのものであって、それに基づく評価を制度構築に先立って行うことは想定できないのであるから、原告らの上記求釈明は前提を誤っており、回答の要を認めない。

(2) 2ないし4について

原告らは、「PIA（プライバシー影響評価）」について」として、医療分野（レセプト）等、戸籍制度、個人番号カードの券面記載事項など、個別の事項について特定個人情報影響評価を行ったかについて釈明を求めている。

しかしながら、そもそも特定個人情報影響評価は、被告答弁書第3の5(2)イ(28及び29ページ)及び被告第1準備書面第3の5(5)ウ(36ページ)で述べたとおり、個人番号利用事務及び個人番号関係事務において、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が事前に行うものであって、特定個人情報保護評価の対象となる事務は法令で決まっている。

そして、評価実施機関が行った特定個人情報保護評価の評価書については、個人情報保護委員会のホームページ(<http://www.ppc.go.jp/mynumber>)にも掲載していることから、それによって確認できる。

(3) 5について

原告らは、個人情報の集約・集積について、「被告は、個人番号カードの公的個人認証システムの利活用を推進しようとしているが、同システムを利用した履歴が集積してしまうことはないのか」と釈明を求めている。

原告らの主張や本件の争点と上記求釈明との関連性は判然としないが、原告らの認識が誤っているおそれがあることから、念のため回答すると、個人番号カードには、公的個人認証システムにおける電子証明書の利用に関する履歴が残ることはない。また、機構においては、機構から署名等検証者に対して提供した電子証明書に係る失効情報の提供手数料の精算のために必要となる情報として、電子証明書に係る失効情報の確認を行った署名等検証者の名称、失効情報を確認された電子証明書に係る発行の番号等を記録しているのみであり、これにより個人情報漏洩等の具体的危険が生じるものではない。

(4) 6及び7について

原告らは、特定個人情報保護評価を行っていた場合の主体、手法及び結果

並びに行っていない場合の被告の判断状況について釈明を求めている。

しかしながら、いずれも対象が判然とせず、原告らの主張との関連性も不明であるから、回答しない。

3 求釈明事項第2及び第3について

(1) 原告らの求釈明の内容

原告らは、①番号利用法19条7号の特定個人情報の提供について、情報提供ネットワークシステムを利用しないで照会し、回答を受けることは法律に違反するの（求釈明申立書②第2の1）、②同条13号（地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律〔平成29年法律第36号。施行期日は平成29年5月29日〕及び平成27年改正法〔乙第10号証〕のうち施行期日が平成29年5月30日に係る部分による改正後の番号利用法〔以下「平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法」という。〕19条14号）について、刑事事件の捜査では、個人番号により税関係情報を照会するというような使い方はできないということか（同第3）、③同条14号（平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法19条15号）について、具体的にはどのような場合を想定しているか（同第2の2）、④同条15号（平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法19条16号）について、具体的にはどのような場合を想定しているか（同第2の3）と釈明を求めている。

(2) 被告の回答

原告らの主張や本件の争点と上記求釈明との関連性は判然としないが、特定個人情報の提供に関する説明を補足するため、念のため以下のとおり回答する。

まず、①番号利用法19条7号の特定個人情報の提供は情報提供ネットワークシステムを使用せずに行うことはできない（番号利用法21条2項）。

また、②については、刑事事件の捜査は個人番号利用事務ではない（番号

利用法9条1項に該当しない)ため、そもそも個人番号の利用ができないのであるから、原告らのこのような照会を行うことはできない。

さらに、③については、平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法19条15号は、本人が人事不省の状態に陥り同意を求めて個人番号の提供を受けることが困難であるときなどが想定され、④については、平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法19条16号の委任の範囲内で平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法19条14号に準ずるものに限って個人情報保護委員会規則に定めており、具体的には行政書士法、税理士法、社会保険労務士法による調査等が行われるとき又は地方公共団体の機関がした開示決定等に係る不作為について審査請求があった場合となる(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十六号に基づき同条第十四号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則1条)。

したがって、番号制度において、原告らに何ら具体的危険性が生じるものではない。

4 求釈明事項第4について

(1) 原告らの求釈明等の内容

原告らは、個人番号の利用に関し、①将来的に住民票コードの利用を制限して個人番号に置き換えるのかどうか釈明を求めるとともに、②日本年金機構においては個人番号と住民票コードの両方の番号を保有することになり、同機構においては両番号の突合がなされ、同機構から情報が漏洩^{えい}した場合、両番号が突合された形での情報漏洩^{えい}の危険が存する旨主張している。

(2) 被告の回答及び主張

原告らの主張と上記求釈明との関連性は判然としないが、原告らの認識が誤っているおそれがあるため、念のため以下のとおり回答する。

①個人番号の生成については、被告答弁書第3の2(2)ア(18ページ)

で述べたとおり、住民票コードを変換して生成するものであって、原告らのいう住民票コードを個人番号に置き換えるということはない。

また、②日本年金機構においては、個人番号と住民票コードの両方を個人番号管理サブシステムで管理し、これらを共通の符号を用いて紐付けているものの、当該個人番号管理サブシステムを含む年金業務に係る基幹システムは、インターネットから完全に遮断された環境で管理され、外部からの侵入や外部への個人情報の流出がなされないようセキュリティ対策を講じているのであるから、原告らの主張する危険が存することはない。

5 求釈明事項第5について

(1) 1について

原告らは、「マイナンバー制度構築に要した費用はどれくらいか」などと釈明を求めているところ、原告らの主張や本件の争点と上記求釈明との関連性は判然としないが、番号制度の必要性に関する説明の補足として、以下のとおり回答する。

番号制度の費用については、平成25年度から平成31年度における制度導入に伴うシステム（付番システム、情報提供ネットワークシステム等の整備費や、行政機関等の既存システム）の改修費等について、総額2840億円程度を見込んでいる。

また、平成27年度から平成31年度における情報提供ネットワークシステム、マイナポータル及び個人情報保護委員会システムの維持・運用等に係る費用については、通信回線等の保守運用経費も含め、総額590億円程度を見込んでいる。

(2) 2及び3について

原告らは、番号制度のシステムのランニングコストや、システムの更新年数及び費用について釈明を求めているが、対象が抽象的で判然とせず、原告らの主張との関連性も不明であることから、回答しない。

(3) 4 について

原告らは、機構への情報照会料や運営費等の金額について釈明を求めているところ、この点についても原告らの主張や本件の争点と求釈明との関連性は判然としないが、原告らの認識が誤っているおそれがあるため念のため回答すると、機構が運営する自治体中間サーバーを利用する地方公共団体が機構に対し、その運営に係る費用を負担しており、平成29年度においては、全地方公共団体分の総額は約37億円であって、その財源については地方財政措置が行われている。

(4) 5 について

原告らは、「マイナンバー制度の効果」について釈明を求めているが、この点についても、対象が抽象的で判然とせず、原告らの主張や本件の争点と求釈明の関連性も不明であるため、回答を要しない。

なお、番号制度上の情報連携により期待できる行政効果については、前記第2の2(1)ア及びイ(7及び8ページ)で述べたとおりであり、個人番号カードの利活用に関する行政効果については、前記第2の2(2)アないしエ(8ページ)で述べたとおりである。

第5 結語

以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がなく、本件各請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上

別 紙

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	答弁書	4	
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	答弁書	4	
平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法	地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成29年法律第36号。施行期日は平成29年5月29日）及び平成27年改正法のうち施行期日が平成29年5月30日に係る部分によって改正された番号利用法。	第2準備書面	21	
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	答弁書	17	
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	答弁書	17	
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	答弁書	20	
個人情報法	個人情報の保護に関する法律（平成15	答弁書	30	

	年法律第57号。平成27年改正法による改正後のもの)			
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)	答弁書	37	
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律 (平成15年法律第59号)	答弁書	37	
国賠法	国家賠償法	第1準備書面	5	
公的個人認証法	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号)	求釈明回答書 (2)	23	
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成26年政令第155号)	答弁書	17, 18	
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)	第1準備書面	12	
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)	第1準備書面	12	
番号利用法総務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定	求釈明回答書 (2)	16	

	による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令85号)			
住基法施行令	住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)	求釈明回答書(2)	7	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)	答弁書	21, 22	
(別添)安全管理措置(事業者編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)の別添資料である	第1準備書面	17	
(別添)安全管理措置(行政機関等編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)の別添資料である	第1準備書面	17	
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	答弁書	17	
機構	地方公共団体情報システム機構	答弁書	18	
カード記録事項	これらの事項(被告注:氏名,住所,生年月日,性別,個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真)その他総務省令で定める事項	答弁書	19	

ICチップ	半導体集積回路	答弁書	19	
住基カード	住民基本台帳カード	答弁書	20	
委員会	個人情報保護委員会	答弁書	24	
行政機関の長等	行政機関の長，地方公共団体の機関，独立行政法人等，地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	答弁書	24	
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	答弁書	27	
評価書	番号利用法28条1項の規定により，行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定めるところにより行った評価の結果を記載した書面	答弁書	29	
個人番号の収集等	個人番号の収集，保存，利用及び提供	第1準備書面	5	
本件差止請求	原告らが，被告に対し，プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として，個人番号の収集等の差止めを求める請求	第1準備書面	5	
本件削除請求	原告らが，被告に対し，プライバシー権侵害に基づく原状回復として，被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第1準備書面	5	
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として，慰	第1準備	5	

	謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める請求	書面		
本件各請求	本件国賠請求, 本件差止請求及び本件削除請求	第1準備書面	5	
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第1準備書面	8	
管理, 利用等	収集, 管理又は利用	第1準備書面	8	
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決(民集62巻3号777ページ)	第1準備書面	8	
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決(民集62巻3号665ページ)	第1準備書面	8	
情報照会者	番号利用法別表第2の第1欄に掲げる者	求釈明回答書(2)	8	
情報提供者	番号利用法別表第2の第3欄に掲げる者	求釈明回答書(2)	8	
情報照会者等	情報照会者又は情報提供者	求釈明回答書(2)	8	
日本再興戦略2015	平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015-未来への投資・生産性革命-	求釈明回答書(2)	11	
旅券事務	パスポート・在外邦人の情報管理	求釈明回答書(2)	11	
個人番号利用事務	番号利用法2条10項に規定する個人番号利用事務	求釈明回答書(2)	12	

日本再興戦略 2016	平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて」	求釈明回答書(2)	12, 13	
自治体中間サーバー	地方公共団体に係る中間サーバー	求釈明回答書(2)	17	
評価実施機関	番号利用法27条所定の「指針」として作成された特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に基づき、評価を実施する機関(同指針第2の1参照)	求釈明回答書(2)	20	
個人番号利用 事務実施者	番号利用法2条12項の規定にする個人番号利用事務実施者	求釈明回答書(2)	36	
個人番号関係 事務実施者	番号利用法2条13項に規定する個人番号関係事務実施者	求釈明回答書(2)	36	
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書	第2準備書面	15	
情報提供ネットワークシステム設置・管理者	情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣(番号利用法21条参照)	第2準備書面	15	
技術的基準	電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準(平成27年総務省告示第401号)	第2準備書面	16	
原告準備書面	原告らの平成28年9月21日付け準備	第2準備書	5	

(1)	書面 (1)	面		
原告準備書面 (2)	原告らの平成29年3月31日付け準備書面 (2)	第2準備書面	5	
求釈明書資料 1-1	求釈明書添付資料1ページ「1-1マイ ナンバー付番の仕組み」	求釈明回答 書 (2)	7	
求釈明申立書 ②	原告らの平成29年4月18日付け求釈 明申立書	第2準備書 面	5	
被告第1準備 書面	被告の平成28年6月21日付け第1準 備書面	第2準備書 面	5	
求釈明回答書 (2)	被告の平成29年1月24日付け求釈明 に対する回答書 (2)	第2準備書 面	9	